

## 平成29年度各部定期監査の結果に関する報告

## 第1 監査の概要

## 1 監査期間

平成29年4月7日（金）から平成29年8月22日（火）まで

## 2 監査の対象

平成28年度の財務に関する事務の執行状況等

## 3 監査対象部局及び日程

別添「平成29年度各部定期監査日程表」のとおり

## 4 監査の内容及び主眼点

各部定期監査は、平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に基づき、適正かつ効果的に行われているかを基本として、以下の各項目を踏まえて実施した。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効率的・効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 従前の指摘事項が是正されているか。

## 5 監査の方法

書類調査及び説明聴取の方法により実施した。

## 第2 監査の結果

## 1 指摘事項

監査の結果、次のような是正又は改善を要する事項が見受けられたので指摘する。

なお、軽微な事項は口頭で注意した。

## (1) 服務事務における事務処理を誤っていたもの

ア 交通機関の遅延に伴う欠勤届について、添付されている遅延証明書の遅延時間数よりも実際の出勤時間が遅いものなどがあった。また、欠勤届に遅延証明書が添付されていないものがあった。

（滯納対策課、土木工事課、学校運営課）

イ 専務的非常勤職員（20年2月採用）の年次有給休暇の付与に当たり、目黒区専務的非常勤職員取扱要綱の適用を誤り、1日少ない日数の付与としていた。

（文化・交流課）

## (2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

常勤職員について、宿泊旅行の旅行命令簿の作成漏れにより旅費を支給していない

ものがあった。また、日帰り出張で特急料金が指定席で支給されていたが、実際は自由席利用のため旅費が過払いになっていたものがあった。

専務的非常勤職員の即日帰庁旅費について、運賃算定、定期券等による減額調整の誤りがあり、旅費の支給額に過不足が生じていたものがあった。また、旅行命令簿の作成漏れや旅費の支給漏れがあった。

(戸籍住民課、地域ケア推進課、健康推進課、子ども家庭課、建築課、環境保全課、学校運営課、教育指導課、教育支援課)

### (3) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

ア 金券(図書カード等)を購入した場合、即日使用する場合を除き金券受払簿を作成しなければならないが、作成していなかった。

(地域振興課、健康福祉計画課、高齢福祉課、地域ケア推進課、教育指導課)

イ 資金前渡受者用現金出納簿の記載に際し、課長の各種前渡金の総括を記帳する総括口座のページを設けていなかったもの、総括口座のページに一部の個別口座の記載を転記していなかったもの、給与取扱者の前渡金を課長の各種前渡金の総括口座のページに記載していたもの、確認印を押印する者を間違っていたもの、誤った記載を年度末まで続けていたものがあった。

(防災課、臨時福祉給付金課、保育課、環境保全課)

ウ 駐車場使用料の資金前渡金について、年度当初の支出が遅れ4月8日になったために、4月1日から7日までの8件の駐車場使用料を職員が立て替え、それを現金出納簿に4月8日付けの払出額として記載していた。

(みどりと公園課)

エ 施設使用料について、歳入調定の起案を行っていなかった。

(教育支援課、生涯学習課)

オ 金銭出納員が現金を領収した場合、納入者に領収書を交付し、領収書の控えを証拠書類として保管しなければならないが、控えを残していなかった。

(環境保全課)

### (4) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

ア 隨意契約により契約しようとするときは、原則として2者以上から見積書を徴取することとされている。しかしながら、物品の購入に当たり、見積書の徴取を1者とすることができます1件当たり5万円未満の契約とし、都合2件の契約を同日や短期間に、同一業者や同種の別業者と行っていたものがあった。

(戸籍住民課、碑文谷保健センター、道路管理課、みどりと公園課、建築課、教育支援課)

イ 50万円以上の物品購入契約は、区長部局では契約課契約とされているが、50万円未満の契約を2件、同日に同一業者と締結し、自所属契約としていたものがあった。

(保育課)

ウ 80万円以上130万円未満の工事請負契約は、教育委員会部局では教育政策課契約とされているが、80万円未満の契約を複数件、同日に同一業者と締結し、自所属契約としていた。

(八雲中央図書館)

エ 契約確認票では2者以上の見積徴取になっていたが、1者のみの徴取であったものや、見積徴取を1者とする理由が不適切であり、本来は2者以上から見積書を徴取すべきものがあった。

(施設課、防災課、障害福祉課、保育課、道路管理課、建築課)

オ 消耗品の購入を同一の2者で見積り合せを繰り返し、そのうちの1者はすべての見積書を「辞退」と記載して提出していたものがあった。

(保育課)

カ 契約の履行上、再委託を行う際に必要な再委託承諾の手続を行っていないもの、再委託承諾の起案処理で契約課への必要的協議を行っていないものがあった。

(国保年金課、健康推進課、高齢福祉課、子ども家庭課、学校運営課、教育支援課)

(5) 補助金交付事務における事務処理を誤っていたもの

ア 補助金交付申請書に目黒区補助金等交付規則第6条第2項に定める規約及び財産目録が添付されていなかった。

(税務課)

イ 補助金の交付に関する審査に当たり、審査会を開催して行っているにもかかわらず、審査会の開催起案及び会議録が作成されていなかった。

(産業経済・消費生活課)

(6) 私立認可保育所における適正な運営を確保すべきもの

私立認可保育所の運営に関して、職員の配置及び地域活動等について不正な運営及び経理処理があったため、歳入で、運営費及び地域活動事業費等に係る2,913万円余（23年度分から28年度分まで）の扶助費の返還金及び加算金並びに歳出戻入で、運営費等に係る449万円余の返還金（28年度分）があった。

(保育課)

(7) 要綱に基づく処理を誤っていたもの

目黒区庁用車利用要綱第16条第3項の規定では、「運転者は、運転を終了したときは、事後の運転に支障がないように燃料を補給する」こととされている。

庁用車の適時の燃料補給については、昨年度も他課について指摘を行ったところであるが、庁用車の運転において、燃料の不足状況に応じて適時に補給しなかったため、運転中に燃料不足が生じ、借受所管課職員による立替払が行われていた。

(道路管理課)

(8) ICカード等の管理を適正に行うべきもの

ア 上目黒二丁目文化公益施設の入退出用ICカード及び機械警備用カードの保管・管理が適切に行われていなかった。

(八雲中央図書館)

イ 28年度府外施設定期監査の指摘を受け、情報課長から「非常勤職員等のICカードの保管・管理の徹底について」が通知されているところであるが、29年3月に非常勤職員が自分のmagnet用ICカードを紛失する事故が発生していた。

(教育支援課)

(9) ウイルス感染事故防止を適正に行うべきもの

校内 LAN システムで 27 年度にウイルス感染事故が発生したが、28 年度にもウイルス感染事故が発生し、その事故への対応のため、所要経費を流用して、事故復旧対応を行っていた。

(学校運営課)

## 2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べることとする。

(1) 共通事項

ア 新たな行政評価制度及び公会計制度の取組の推進について

行政評価制度の取組に関しては、これまでの各部定期監査結果においても、25 年度には、効率的・効果的な行政評価制度の早期の構築について、26 年度には、新しい行政評価を活用した事務事業の見直しについて意見・要望を述べてきた。また、27 年度には、行政評価制度及び公会計制度の取組の推進について、「行政評価制度の構築に当たっては、基本計画に掲げられている基本的な政策の評価等の政策評価とともに、実施計画事業や重点化対象事業等を対象とした事務事業評価を体系化し、できる限り定量的な数値目標の設定及び客観的な評価指標に基づく評価を行うなど、他の自治体の実施例も参考にし、区民にとって分かりやすく、職員の負担も考慮した効果的な制度となるよう、創意工夫を図りながら取り組まれたい。また、総務省新基準による公会計制度との連携・活用に当たっては、事業別、施設別の分析を含め、効果的な評価手法の一環となるよう、組織横断的な観点から十分な検討を望むものである。」旨意見・要望を述べているところである。

21 年 3 月に策定された目黒区基本計画においては、分野別の施策体系の中で特に計画期間内に重点的に取り組むべき課題と目指す姿を重点プロジェクトとして設け、関連する施策を優先的・先導的に実施することによって、総体として計画の推進を目指すこととしている。重点プロジェクトについては、目指す方向として「六つのゼロ」を象徴的・戦略的に掲げた上で、地域安全プロジェクトなど 6 項目を掲げており、それぞれに取組の指標を掲げることにより、計画の目指している姿や方向を区民に分かりやすく示すとともに、一定期間を経た後に達成状況を確認し、計画の進捗状況や効果を把握していくこととしている。

また、28 年 3 月に策定された目黒区人口ビジョン、目黒区まち・ひと・しごと総合戦略においては、総合戦略の数値目標及び重要業績評価指標 (KPI (Key Performance Indicator)) の設定について、「「まち・ひと・しごと創生法」の規定に基づき、基本目標に対して区民にもたらされる利益や目標の達成度合いを検証できる客観的な数値目標を設定しました。また、基本目標ごとに基本的な方向・施策を掲げ、各施策の効果を客観的に検証できる重要業績評価指標 (KPI) を設定しました。」旨述べており、これらに基づき、総合戦略の効果的な計画・実施・評価・改善の PDCA サイクルを実施していくこととしている。

これらは、基本的な目標を設定し、目標の達成度合いを客観的に検証できるよう

に、実現すべき成果（アウトカム）に係る数値目標を設定するとともに、具体的な施策について、施策ごとの進捗状況を客観的に検証するための指標を掲げ、計画の効果的なP D C Aサイクルの進行管理を行っていくという考え方に基づくものである。

また、男女平等・共同参画推進計画や健康めぐろ21、子ども総合計画等の基本計画の補助計画においても、おおむね計画の目標値や具体的な指標を設定し、事業の成果を検証・評価することにより、進捗状況の把握に努めていると考えられる。

一方、27年3月に策定された行革計画においては、「行政評価制度を活用した効果的・効率的な事業執行の実施」及び「行財政基盤としての公会計整備」に取り組むこととしており、総務省新基準による公会計制度と連携した行政評価制度を実施し、効果的かつ効率的な事業執行を図ることとしている。

29年4月に政策決定会議において決定された「実施計画及び財政計画並びに行革計画の改定について」では、「目黒区実施計画改定要領」の中で、改定案の作成方針の一つとして、「行政評価の仕組みを活用した実施計画改定の検討」として、「今回、試行として、行政評価の仕組みを活用して、現行実施計画に掲げる事業について事業評価を行い、これまでの取組について成果等の観点から進捗状況の把握を行うとともに、新たに計上する実施計画事業についても事前評価を行う。さらに、評価結果については公表していく。実施計画の改定に際して、こうした行政評価の視点を加えることにより、現行実施計画事業に対する必要な見直しを行い、更なる効果的・効率的な事業執行に取り組んでいくこととする。」旨述べている。また、現行実施計画事業に係る評価シートでは、計画管理指標及び成果指標、事業費、所管課による総合的評価等を記載することとしており、新規事業についても成果指標等により事前評価を行っていくこととしている。

基本計画重点プロジェクト及びまち・ひと・しごと総合戦略、その他基本計画の補助計画において、客観的な数値目標及び具体的な成果指標を設定し、計画のP D C Aサイクルに基づく進行管理に努めていることは認識しているところであるが、今年度から本格的な行政評価制度の確立に向けて、実施計画の改定に合わせ、実施計画事業について、試行的に事業評価に取り組んでいくこととしたことは、これまでの取組を一步進めるものとして期待するものである。

行政評価制度を実効性・継続性のある取組としていくためには、評価対象施策・事業の適切な選定と客観的な数値目標及び成果指標の設定を行うことが非常に重要であり、それらに基づき、成果を検証・評価し、見直し・改善につなげ、結果を公表していくことが重要であると考える。

また、公会計制度と連携し、効果的かつ効率的な事業執行を図っていくためには、区民一人当たりの事業コストの算定などを行うことにより、公会計制度を他の自治体との比較検討や事業の見直し・改善に有効に活用できるよう、対象とする事業や施設（複合施設を含む。）に係る財務諸表等の作成・活用に向けた制度設計が重要であると考える。

これらの課題について、これまでの取組を検証し、実効性・継続性のある行政評価制度及び公会計制度の構築となるよう、組織横断的に更に検討し、実施されるこ

とを要望する。

(政策企画課、財政課、ほか全課)

イ 基本計画の補助計画の進行管理について

上記アで述べたように、男女平等・共同参画推進計画や健康めぐろ21、子ども総合計画等の基本計画の補助計画においては、おおむね計画の目標値や具体的な指標を設定し、事業の成果を検証・評価することにより、進捗状況の把握に努めているところである。しかしながら、一部の計画においては、目標を掲げているものの、充実、現状維持、継続、増加、減少等と記載するなど、実現すべき成果に係る客観的な数値目標や指標の設定が少ないものが見受けられる。

行政評価制度及び公会計制度の取組と合わせ、全局的に行政計画の目標や指標の設定の仕方、評価方法、公表等について調査し、できる限り客観的な目標・指標の設定がなされるようしていくことや、定期的な検証・評価、公表の仕組みについて整合性が図られるよう努められたい。

(政策企画課、ほか計画所管課)

ウ 区有施設の見直しについて

区では、24年度から区有施設の見直しに取り組んでいるところであり、25年3月には、目黒区施設白書を作成し、26年3月には、区有施設見直し方針を策定した。また、区有施設見直し方針の内容を具体化していくために、28年10月に、区有施設見直し計画（素案）の作成に向けた検討素材を作成し、区民意見の募集、説明会を行い、区民意見等を踏まえ、29年2月には、区有施設見直し計画素案を作成し、説明会及びパブリックコメントを実施するなど着実に取り組み、29年6月に、区有施設見直し計画（以下「計画」という。）を策定したところである。

計画の期間は、年次計画を定める前期5年間（29～33年度）と取組目標を定める後期5年間（34～38年度）とに設定され、今後は、原則として5年ごとに計画を改定していくこととしている。

前期5年間における重点的な取組としては、「施設の機能に着目した見直し」、「低未利用スペースの有効活用の徹底」、「目黒区民センターに関する検討」の三つの取組を掲げている。

このうち、「施設の機能に着目した見直し」については、「利用者に活動場所（部屋）を提供する機能」（活動場所提供機能）を有する施設を、施設設置時点における設置目的のみにとらわれることなく、機能面に着目して整理し、施設総量縮減の方策を検討していく」としている。

本区の集会施設等の公の施設の設置に関する条例においては、それぞれの施設固有の設置目的を達成するために、事業や構成施設の提供等がなされており、構成施設の提供については、基本的には、当該施設の設置目的に限定した使用を行うこととされている。なお、当該施設の設置目的に沿った利用に支障がない限り、他の目的での利用を認めている施設も見受けられる。

区有施設の見直しにおいて、各施設の貸室機能の横断的活用を推進していくためには、各施設の構成施設をより柔軟に、多目的に利用できるように、条例上の規定を見直していくことや、構成施設の利用及び使用料に関する規定を個別条例から独

立させ、貸室機能等に着目した包括的な公の施設の使用に関する条例を設置する方法など、多面的な見直しを検討されたい。

また、住区センターの構成施設である老人いこいの家や児童館について、本来目的で使用されていない日・時間帯において、集会等で使用する場合、行政財産の目的外使用として、使用許可により使用を認めているところであるが、これらの使用も、公の施設としての使用と同様の使用形態であると考えられるので、今回の区有施設の見直しの検討に合わせて、行政財産の目的外使用としてではなく、各条例上、公の施設の使用の一部として使用可能となるよう、指定管理者への委任も含め、条例上の取扱いについて検討されたい。

(経営改革推進課、地域政策調査課、高齢福祉課、子育て支援課、その他関係課)

#### エ 情報セキュリティ対策の強化について

区においては、基幹系システムの再構築及び社会保障・税番号（マイナンバー）制度への対応、国の情報セキュリティ対策に関連した取組（新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて（総務省自治体情報セキュリティ対策検討チーム報告 27年11月））など、新たな状況に適時・適切に対応していくために、情報資産（情報処理システム、情報処理機器、電磁的記録媒体及び電子情報処理をして得られたデータ）について、より適かつ安全に管理する必要から、27年10月に目黒区電子情報処理規則の改正、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準の改正を行うなど、規程等の改正及び体制の整備に取り組んできた。

また、マイナンバー関連システムとインターネットとの分離、USBメモリー等の接続不可、生体（指静脈）及びパスワードによる二要素認証の導入等の物理的・技術的対策、情報セキュリティ研修、委託事業者等への対応、標的型メール対応訓練、システム監査、セルフチェック等の継続的な実施など、多岐にわたる情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいると認識しているところである。

しかしながら、現状では、なお指摘事項に記載したような事故が生じていることから、更なるICカード等の管理体制の定期的な点検・整備、職員及び委託事業者等に対する注意喚起・指導・研修の強化など、情報セキュリティ対策の徹底が必要である。

さらに、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、29年7月から、マイナンバー制度に係る情報提供ネットワークシステムを介した行政手続等に際して必要となる情報を他自治体等との間でやり取りする情報連携も試行開始されたことなど、新たな状況を踏まえ、情報セキュリティ対策についての安全対策の水準も高まっている。このため、より高いセキュリティレベルの確保に向けた対策を継続的に維持・向上していくとともに、内部統制機能（行政サービスの提供等に係る事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する取組）の充実策の一環として、必要に応じて、専門家の活用による監視体制等の整備についても検討されたい。

(情報課、ほか全課)

#### オ 収入未済額の縮減について

財源の確保及び負担の公平性・公正性の確保の観点から、滞納の防止、収入未済

額の縮減・解消を図ることは、行政組織の最も基本的な使命の一つである。28年度の収入未済額の状況は、一般会計においては、20億1,549万円余で、前年度比1億2,472万円余(△5.8%)の減と縮減が図られた。一方、特別会計においては、国民健康保険特別会計では22億6,855万円余で377万円余(0.2%)の増、後期高齢者医療特別会計では7,685万円余で941万円余(14.0%)の増、介護保険特別会計では1億7,020万円余で611万円余(3.7%)の増となっている。一般会計と特別会計の合計では1億541万円余(△2.3%)の減となっているが、45億3,111万円余の収入未済額になっている。

本区の債権管理については、26年度に行政監査「債権管理について」を実施し、指摘事項1件、意見・要望事項49件の監査結果を報告したところである。一般会計と特別会計の合計収入未済額について、23年度の59億8,447万円余と28年度の45億3,111万円余を比較すると、5か年で収入未済額が14億5,336万円余(△24.3%)縮減されており、行政監査結果も踏まえ、適切な債権管理、収入未済額の縮減を図るため、目黒区債権の管理に関する条例の改正をはじめ、滞納対策事務の一元化や債権管理適正化委員会の設置、弁護士との連携、非強制徴収債権の放棄に係る議会報告など、積極的に努力されている姿勢が見受けられ、評価するところである。

一方、3特別会計とも収入未済額が増加していることや、依然として45億円を超える滞納額が累積していることから、収入未済額の縮減に一層努力されたい。

(滞納対策課、国保年金課、介護保険課、ほか債権所管課)

## (2) 個別的事項

### ア 企画経営部関係

#### 寄付の拡充に向けた環境整備について

現在、積立基金については、財政調整基金を含め9基金が設置されている。今後、施設の老朽化に伴う大規模改修や改築等による需要増、保育所待機児童解消や子育て支援のための需要増など、将来を見据えた財源の確保が大きな課題となっている。

区では、26年3月にサクラ基金を創設したところであるが、社会福祉施設整備寄付金やサクラ寄付金のほか、子ども関係等のための寄付の申出がある中で、スポーツ振興関係、子ども・子育て応援関係、学校教育施設関係に係る寄付の申出に対応していくために、新たにこれらに係る積立基金の創設を図ることとしている。

ふるさと納税に係る特別区民税の減収が28年度で約6億円と大きな影響が生じている中で、積立基金のメニューを拡大し、寄付者の意向が受け入れやすい環境を整備し、財源を確保して施策の充実を図っていくことについては、積極的な取組として評価するものである。

今後は、区民等に対し、ホームページ等の更なる改善を図るなど、積極的なPRに努め、寄付の拡大、基金への積立て及び有効活用に向け、一層努力されたい。

(秘書課、ほか関係課)

### イ 総務部関係

#### (ア) 内部統制機能の整備について

内部統制機能については、25年度の各部定期監査結果において、「内部統制

機能の検証について」として、区において、様々なリスク管理の取組を推進している一方で、事務処理ミスが生じていることから、「各部局においては、事務処理や組織運営には必ずリスクが伴うものであるとの認識のもとに、改めてリスクを点検し、チェックリスト等を作成するなど、事前・事後の対応策を講じ、不斷に見直し改善していく必要がある。また、マニュアルやコンプライアンス制度等の内部統制機能が有効に機能しているかどうかについて、継続的に検証・評価し、必要な見直しを行っていくことを望むものである。」旨意見・要望を述べたところである。区では、政策決定会議等を通じ、適正な事務処理を確保するため、毎年度、「基本的な事務処理に関するマニュアルの活用等について」等により、全局的に注意喚起・指導の徹底に努めていると認識しているところである。

一方、国においては、28年3月の第31次地方制度調査会による「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」等を踏まえ、29年6月に、地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、その中で、内部統制に関する方針の策定及び内部統制評価報告書の作成等（指定都市以外の区市町村は努力義務）や監査制度の充実強化などに関する規定改正が行われたところである。

区においては、区におけるこれまでの内部統制機能に係る取組について検証するとともに、課題を整理し、地方自治法の改正等を踏まえ、本区における今後の対応について、関係部局と連携し、検討を進められたい。

(総務課、ほか全課)

#### (イ) 契約事務の改善について

契約事務に関しては、毎年度の各部定期監査をはじめ、府外施設定期監査、小・中学校等定期監査等において、適正な契約事務処理の遂行に関し、その都度指摘や意見・要望を述べてきたところである。また、行政監査において、最近では、25年度に、プロポーザル方式に基づく随意契約について、27年度に「事務事業の委託について」として監査結果を報告してきたところである。

契約課では、これまでの監査結果やその後の検討を踏まえ、プロポーザル方式に基づく業者選定に関しては、従来の要綱を改正し、29年1月、新たに目黒区プロポーザル方式による業者選定実施要綱を策定した。また、要綱の内容を補完し、具体的な事務手順や評価基準などを定めるものとして、プロポーザル方式の実施に関するガイドラインを合わせて制定した。29年3月には、自所属契約における見積り微取の取扱いについて、契約確認票における1者見積りの際の理由等の記載の明確化及び契約種別の見直し等を図るため、目黒区随意契約ガイドラインの改正を行い、府内周知を図った。また、28年10月に公契約条例検討委員会を設置し、29年2月に公契約条例制定検討に係る「中間のまとめ」を取りまとめ、7月に条例骨子案を策定し、パブリックコメント等により意見募集を行い、条例制定に向け取り組んでいる。さらに、行革計画で掲げた区有資産の有効活用に関しては、27年度に上目黒一丁目地区プロジェクト事業実施方針に基づき、事業者を決定し、売却を行うなど、適切な契約事務の執行に努めているところであり、これらは積極的な取組として評価するものである。

今後とも、契約・管財事務の見直し・改善に努めるとともに、庁内の契約事務処理が適正に行われるよう、所管課に対し、継続的な注意喚起及び助言・指導に努められたい。

(契約課)

#### ウ 危機管理室関係

##### (ア) 防災士資格取得支援及び活動参加について

区では、24年度から、防災士資格を有する地域防災リーダーを育成するため、防災区民組織等から推薦のあった方に防災士研修講座受講料及び資格取得試験受験料を助成してきた。28年3月に策定したまち・ひと・しごと総合戦略においても、安全・安心なまちづくりの一環として掲げ、助成制度の拡充や資格取得の促進を図ることとしている。

28年度当初予算では、助成対象を拡大し、更に防災士資格取得の支援を行うこととした。また、災害に関する意識や応急対応に対する知識・技能の向上を図り、発災時の初動体制を強化するため、夜間・休日等も震度5弱以上の地震で地域避難所などに参集する第1非常配備態勢要員や庁外で初動対応に従事する職員などを対象とした防災士養成講座を開催し、28年度に50人の防災士資格取得を促進することとした。

これらの結果、区民14人、区議会議員10人、区職員50人（内参集指定職員36人）の方が、防災士資格を取得された。資格取得者の積極的な取組に敬意を表するものである。

今後は、更なる資格取得支援とともに、目黒消防署や地域の防災関係団体等と連携を図りながら、避難所運営協議会や各種防災訓練、独居高齢者等宅訪問によるアドバイス等において、防災士資格が活かせるようなビジョンと具体的な活動展開について検討されたい。

(防災課、ほか関係課)

##### (イ) 避難所運営協議会の組織化の支援について

行革計画においては、「避難所運営協議会の組織化」として、見直し・改善の内容について、「平成25年3月に目黒区地域防災計画を修正し、大規模災害発生に備え、地域住民・施設管理者・避難所に参集する指定職員等で構成する「避難所運営協議会」の組織化を進めます。また、同協議会において、平常時から避難所運営について検討することにより、避難生活の円滑化を図ります。」旨掲げている。

現在、避難所運営協議会は、22住区エリアのうち15住区エリアで設置されている。

一方、区においては、地域コミュニティ検討会における「地域の活力は地域のみんなで」～これからの中のコミュニティを考える～（検討会意見まとめ）等を踏まえ、29年6月に、コミュニティ施策の今後の進め方（素案）を作成し、パブリックコメントによる区民意見を募集し、年内に決定する予定としている。

地域における防災対策や安全対策は住民生活にとって大切な地域課題であり、これらの地域課題の解決に向けた取組は、「近隣の人と人のつながり」を基にし

た助け合い、支え合う取組であり、地域コミュニティの活性化につながるものとして重視されている。避難所運営協議会の取組は、地域コミュニティの形成に資するものと考えられるので、こうした視点からも、未整備である7住区エリアに対する働きかけ・支援に更に取り組まれたい。

(防災課、各地区サービス事務所)

## エ 区民生活部関係

### (ア) 住区会議室の利用率の向上について

住区センターの構成施設である住区会議室の平均利用率については、26年度56.8%、27年度57.3%、28年度58.5%と、近年漸増傾向にあるが、依然として50%台の利用状況が続いている。一方、利用率が50%未満の住区会議室は、28年度で8か所となっている。

区では、現在、コミュニティ施策の今後の進め方（素案）を作成し、区民に対しパブリックコメントを募集し、年内に決定することを目指し、取り組んでいるところである。

こうした取組に合わせ、住区センター（住区会議室等）における多様な活動の展開がなされるよう、住区住民会議、町会・自治会をはじめ、地域活動団体への支援方法を工夫し、住民のコミュニティ活動の拠点である住区会議室の利用の向上が図られるよう、住区住民会議等に対する支援に更に努められたい。

(各地区サービス事務所)

### (イ) 特別区税の適正な課税及び収入確保について

特別区税の対調定収入率については、26年度で95.8%、27年度で96.2%、28年度で96.6%と向上しており、収入未済額については、26年度16億9,386万円余、27年度15億5,896万円余、28年度で14億816万円余と縮減が図られ、28年度には前年度比1億5,079万円余（△9.7%）の減となった。

26年12月に目黒区債権の管理に関する条例が改正されたことに伴い、債権回収の取組基準の改訂や債権管理・回収事務処理マニュアルの作成、滞納対策事務の一元化、債権管理適正化委員会の設置など、積極的な債権管理の取組がなされており、特別区税の収入率の向上、収入未済額の縮減は、これらの取組や職員の積極的な姿勢と努力によりもたらされた成果として評価できるものである。

特別区税については、特別区たばこ税が27年度の29億3千万円余から、28年度には24億7千万円余と4億5千万円余（△15.6%）の減となり、また、ふるさと納税に係る特別区民税の減収が28年度で約6億円と大きな影響が生じている中で、今後の区税収入の確保は容易ではないと考えられるところであるが、特別区民税、軽自動車税等の適正な課税及び収入の確保、債権所管と連携した非強制徴収債権の一元化の取組、債権管理適正化委員会の運営、弁護士との連携・活用など、引き続き積極的な取組を推進するよう要望する。

(滞納対策課、税務課)

## オ 産業経済部関係

### 三田地区店舗施設使用料等の滞納対策の促進について

三田地区店舗施設の使用料等については、28年度の収入未済額が、使用料で3,314万円余、光熱水費で1,054万円余、共益費で1,473万円余、施設整備費負担金で77万円余、合計5,920万円余となり、前年度の5,738万円余に対し181万円余増加しており、従来からの滞納者（5,500万円余）に加え、更に新規の滞納が生じている。

三田地区店舗施設の使用料等の滞納については、毎年度の監査において繰り返し滞納対策の促進について述べてきたところである。

現在、債権管理適正化委員会の設置や弁護士との連携など体制が整備されているところであり、早期に今後の対応方針を決定し、取組を促進するよう求めるものである。

(産業経済・消費生活課)

#### カ 文化・スポーツ部関係

##### 多文化共生推進ビジョンの推進について

国際交流協会では、27年5月に目黒区多文化共生区民フォーラムを設置し、区民と外国人住民が共に暮らし、豊かに共生していく方向性について議論を重ね、多文化共生ビジョン「めぐろ、まちのデザイン」として区に提言を行った。

区では、提言等を踏まえ、これまでの取組を発展させるため、29年3月にめぐろ多文化共生推進ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定した。

ビジョンにおいては、基本目標及び三つの施策目標を掲げ、それぞれの施策目標について施策の展開例を掲げている。

29年8月1日現在、区内には8,250人の外国人が暮らし、区総人口276,135人の約3%となり、今後も東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて更に増加していくと予想されている。

また、行政・地域生活情報の多言語化や日本語学習・子育て・教育等への支援、多文化共生の意識啓発、外国人が暮らしやすいまちづくりなどが課題となっている。そうした中で、ビジョンを策定し、取組を更に推進していくことは、時機に適った意義のある取組であると考える。

一方、区においては、ビジョンに基づき実施された事業について、毎年度実績を調査して進捗状況の把握を行い、庁内検討組織で検証し、必要に応じて見直しを行っていくこととしている。しかしながら、「ビジョン」ということもあり、基本目標及び施策目標には数値目標が設定されておらず、施策の展開例も具体的な事業や成果指標の設定が十分行われていないように見受けられる。このため、今後のビジョンの取組状況について、客観的に検証・評価するには難しい面があると考えられる。

今後の取組状況を踏まえ、国際交流協会等と連携し、ビジョンの内容の具体化に向けた取組や事業計画化等により、進行管理に取り組むことを要望するものである。

(文化・交流課)

#### キ 健康福祉部関係

##### 地域包括ケアシステムの推進について

地域包括ケアシステムは、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたう

えで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で提供できるような地域における体制とされている。（まち・ひと・しごと総合戦略）

介護保険法の改正に基づき、これまでの介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。）に位置付けられ、本区では、まち・ひと・しごと総合戦略において、在宅医療・介護連携推進事業等と合わせ、新規事業として掲げており、28年度から実施することとし、要支援者等の高齢者を効果的・効率的に支援するため、地域の支え合いの体制づくりを進め、住民等が参画する多様なサービスや介護予防の充実を図っていくこととしている。これらを踏まえ、28年度において、要支援認定者等の総合事業への移行を円滑に実施するなど、積極的に取り組んだことは評価できるものである。

新しい総合事業については、民間事業者による支援事業や住民主体の生活支援等の充実・拡大が重要である。また、区内5か所の地域包括支援センターにおいては、地域連携コーディネーター、認知症支援コーディネーター及び在宅療養コーディネーターを設置し、総合相談の機能強化等を図っているところであるが、総合相談件数が近年減少傾向にあるなど、地域包括支援センターのPRの強化等が求められるところである。

区では、地域包括支援センターや民間事業者等との連携を強化し、それぞれが役割や機能を発揮するとともに、地域の住民同士がつながり支え合う関係の中で、魅力的なサービスが創出・拡大していくよう、更に取り組まれたい。

また、29年度には、保健医療福祉計画・介護保険事業計画の改定が予定されており、計画のPDCAサイクルの中で、28年度で実施した高齢者の実態調査等を踏まえ、区民要望や実態を適切に把握・分析し、より実効性のある計画改定に取り組み、地域包括ケアシステムを一層推進していくよう要望する。

（健康福祉計画課、介護保険課、高齢福祉課、地域ケア推進課）

#### ク 健康推進部関係

##### 健康めぐろ21の推進について

健康推進課では、27年度に健康めぐろ21の改定を行ったところであるが、28年度においては、健康めぐろ21の普及・啓発を図り、区民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康づくり実践ガイドを9万部作成し、保育園、小・中学校、病院、診療所、歯科医院及び薬局等に配布し、健康づくりの実践的な普及・啓発に努めている。作成に当たっては、印刷費以外は職員の手作りであるとのことであり、経費を抑えるとともに、区民一人ひとりが継続して取り組みやすいように、創意工夫した内容のガイドブックとなっていることなど、優れた取組として評価できるものである。

今後とも、出前講座やイベントなど様々な機会を活用して、区民の健康づくりの取組を支援するとともに、計画やガイドブックの作成ノウハウ等について、関係する担当者会議などを通じて、庁内に広めていくよう要望する。

（健康推進課、ほか関係課）

## ケ 子育て支援部関係

### (ア) 保育所待機児童対策の更なる推進について

賃貸型私立認可保育所2園、国・公有地、区有施設等の活用2園、区内社会福祉法人新設1園、小規模保育所認可化1園、小規模保育所3園の整備など、保育施設の定員について、28年4月1日現在の4,523人から29年4月1日現在の4,964人へと、441人増員を図るなど、全庁的に保育所待機児童対策の取組を積極的に推進していることについては、評価できるものである。一方、29年4月1日現在の待機児童数は、厚生労働省の新定義により617人（旧定義では322人）となり、前年度の299人を大きく上回る状況となっており、引き続き待機児童の解消を目指し努力されるよう要望する。

(保育計画課、保育施設整備課)

### (イ) 保育施設の遊び場について

保育施設の整備が進んでいる中で、幼児が屋外に散歩に出かけ、公園等で遊ぶ機会や人数が多くなっている。一方、幼児が集中する場合には、一般の幼児等も含め、遊具等で自由に遊びづらいという状況があり、苦情も寄せられている。保育施設がビル等に整備されるなど園庭の確保が難しい場合もあることや、公園等の遊び場が近くに少ない場合もあり、公園等での遊びが容易ではない状況が見受けられる。

区においては、公園等の整備に努めているところであるが、保育施設の屋外の遊び場について、保育施設間での利用時間の調整や保育所の園庭の利用など工夫を図ること、公園等での低年齢児用遊具の設置や公園等の利用の仕方などの周知、保育施設整備の現状や屋外保育についてホームページ等で区民に理解・協力を依頼するなど、支援策について検討されたい。

(保育課、みどりと公園課)

### (ウ) 私立認可保育所の適正な運営の確保について

指摘事項において述べたように、私立認可保育所の運営に関して、職員の配置及び地域活動等について不正な運営及び経理処理があった。区においては、私立認可保育所の扶助費の支給については、東京都とも十分な連携を図りながら、支給に当たっての適正使用の周知、検査マニュアルの整備及び実施内容の確認・指導の徹底等を図り、不正な受給の防止及び適正な会計処理等が行われるよう指導・支援に努められたい。

(保育課)

## コ 都市整備部関係

### 区営住宅及び区民住宅の使用料等の収入未済対策について

28年度の区営住宅使用料の対調定収入率は92.8%であり、収入未済額は、27年度では1,270万円余、28年度では1,352万円余と81万円余（6.4%）増加している。そのうち100万円以上の滞納者は4人である。一方、区民住宅使用料の収入率は89.3%であり、収入未済額は、27年度では2,585万円余、28年度では2,437万円余と147万円余（△5.7%）減と縮減した。そのうち100万円以上の滞納者は9人となっている。いずれも最高額は約5

00万円と多額の滞納となっている。

これらの滞納状況は、納期限内に納付している多くの入居者や区民から見て不公平なものである。所管課においては、期限内納付の推進、滞納の防止、滞納者に対する迅速・適切な折衝や弁護士との連携等を通じ、収入未済額の縮減に向け、更に努力されたい。

(住宅課)

#### サ 環境清掃部関係

##### 環境基本計画の改定について

環境基本計画については、24年3月に改定されて以降、社会経済情勢や行政を取り巻く状況の変化等を踏まえ、環境審議会での審議、28年10月の答申、パブリックコメントによる区民意見の募集及び庁内協議等を踏まえ、29年3月に改定したところである。

環境審議会の答申では、計画の体系について、基本方針を分野別に掲げることなど多くの意見があり、それらを踏まえ、施策体系の整理、重点的に取り組むテーマ「一人ひとりの自主的な行動を促す」の設定、めぐろの環境を支える<ひと>への着目、「知る」・「行動する」・「広げる」のスパイラルアップの三つの視点の設定及び指標の設定など、全体的に分かりやすく、見やすい計画となっている。

一方、成果指標及び取組点検項目について、多く設定していることは望ましいことであると考えるが、1人1日当たりごみ量を451g（2025（平成37）年度まで）、リサイクル率を31.7%（2025（平成37）年度まで）等と設定しているほかは、多くは、現状維持、増加、減少、推進等と定性的な目標が示されている。今後の取組を検証しながら、次回の改定においては、行政評価制度の取組なども踏まえ、客観的に検証できる数値目標、評価指標をできるだけ多く設定するよう努められたい。

(環境保全課)

#### シ 会計管理室関係

行革計画においては、「審査・出納事務の委託化」について、見直し・改善の内容として、「会計事務の業務内容等を勘案しながら、一部委託化を検討し、合理的・効率的な業務運営を図ります。」旨掲げている。計画に基づき、29年度から出納業務の一部委託化により2名の削減がなされ、委託料支出と人件費削減とで約700万円の縮減効果が見込まれるなど、経営努力を行っている。また、積立基金の管理・運用に当たり、公金管理・運用方針及び公金運用基準に基づき、安全性・流動性・効率性の確保を基本的な視点として、大口定期預金等及び各種債券の確保による効果的な管理・運用に努めており、金利が低下傾向にある中でも、28年度においては、3,577万円余の運用益を確保するなど、積極的に取り組んでいる。今後とも、適正かつ効果的・効率的な公金管理・運用に努められたい。

(会計課)

#### ス 教育委員会事務局関係

##### (ア) いじめ防止対策の推進について

24年7月の滋賀県大津市の事件を契機として、25年9月に「いじめ防止対

策推進法」が制定され、同年10月にいじめ防止のための基本方針が国から示された。区においては、27年度に全ての区立学校でいじめ防止基本方針を策定し、28年3月に策定した目黒区教育に関する大綱においても、いじめ防止対策の推進を掲げている。28年度では、いじめ防止対策の推進に関する条例の検討、いじめの実態把握、早期発見・解決に資するため、全児童・生徒を対象としたいじめに関するアンケート調査を3回実施、第九中学校区の小・中学校におけるいじめ防止プログラムの取組、いじめ問題を考えるめぐろこども会議の開催、中学校生徒の代表作品を掲載したいじめ啓発ポスターの作成、全校及び序内での掲示など積極的な取組を行った。さらに、これらの取組を踏まえ、いじめ問題へのこれまでの取組を一層強化するために、総合教育会議での区長と教育委員会との協議・調整など、連携しながら、29年3月に目黒区いじめ防止対策推進条例を制定し、同時にいじめ防止基本方針を策定したところである。(29年4月1日施行、ただし、組織の設置に関する規定は7月1日施行)

いじめ防止対策の取組については、条例の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止とともに、いじめの実態の早期の的確な把握と情報の共有化、関係者と連携した迅速な対応が重要であると考えるので、いじめ問題対策協議会等の防止対策推進組織の迅速・適切な運営を含め、目黒区における「いじめゼロ」を目指し、防止対策の一層の推進に努められたい。

(教育政策課、教育指導課)

#### (イ) 学校施設の複合化等による有効活用について

教育委員会では、東山小学校の改築において、校舎の整備と合わせ、東山住区センター及び防災倉庫及び発達障害支援拠点の各施設を複合化して整備する校舎等改築工事に取り組んでおり、29年度にすべての工事が完了する予定である。また、上目黒小学校においては、保育需要の増加による待機児童対策が喫急の課題となっていること、また、各学年の単学級が続くなど課題となっていることから、小学校内に認可保育所を整備することとされ、認可保育所の整備とともに、学校の魅力づくりにつながるよう、特別教室の撤去・移設、校舎内トイレの全トイレの洋式化、移設に伴う学校諸施設の改修、備品整備等に取り組み、学校施設及び認可保育所の整備を28年度に完了し、29年4月に開園したところである。

上目黒小学校においては、1年生が27年度では16人、28年度では25人と少人数が続いていたが、29年度には52人・2クラスと倍増した。これは、小学校における児童数の増加に向けた教育活動の質の向上等の取組をはじめ、地域とも連携した粘り強い学校の努力による成果や校舎内に認可保育所が併設されるとともに、学校施設環境も整備されたことが大きな要因と考えられ、今後の推移を注視していきたい。

教育委員会においては、これまで学童保育クラブの校内整備など、学校施設の複合化・多機能化に取り組んできたところであり、これらの積極的な取組姿勢は評価できるものである。

今後とも、保育所・学童保育需要などの増加が予測されるところであり、学校施設の複合化・多機能化に更に努めるよう要望するものである。

## (教育政策課、学校施設計画課)

### (ウ) 放課後フリークラブの推進について

放課後フリークラブ事業については、20年度から事業が開始され、放課後の学校施設等を利用して、子どもたちが遊びや様々な体験をしていく機会を提供するものであり、安全安心な放課後の居場所として、小学校の校庭等を活用し、児童がランドセルを置いたままで、異年齢児と交流しながら自由に遊べる場所を提供するランドセルひろば事業と、子どもの育ちを支援するため、地域の方たちが中心となり、主に小学校の施設を活用して、体験教室・スポーツ教室・実験教室・補習教室など、様々な教室事業を実施する子ども教室の2事業が実施されている。

ランドセルひろばについては、区立全小学校で実施されており、28年度は、管理運営員の資質向上を図るため、研修を充実するとともに、利用者の傷害保険制度を導入した。また、雨天時における校庭以外の学校施設の利用について検討しているなど、運営の改善に努めている姿勢がうかがえる。学校の使用状況等を踏まえながら、早期に実施できるよう、効果的な運営に取り組まれたい。

また、ランドセルひろばと学校内学童保育クラブとの一体的な運営の検討においては、子育て支援課と十分連携を図りながら、効果的な放課後児童施策の展開となるよう、取り組まれたい。

一方、子ども教室については、前年度まで13小学校区で実施されてきたが、28年度には2小学校区において新規開設された。所管課では、チラシの作成・配布等により事業の周知を図るとともに、実施小学校区の拡大に努めているところであるが、実施団体の取組や他の自治体での取組事例の紹介など、様々な広報媒体や機会を活用し、更なる事業の周知や紹介、実施団体の意向を踏まえた教室内容の充実などに、更に努力されたい。

## (生涯学習課、子育て支援課)

### 3 推奨事項

#### 目黒シティラン～健康マラソン大会～の取組について

目黒シティラン～健康マラソン大会～は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、機運醸成事業の一環として取り組まれ、区では初めてとなる主要幹線道路を使用したマラソン大会として、28年11月27日（日）に開催された。

本大会に当たっては、大会主催者としてNPO法人目黒体育協会をはじめ18団体により構成された目黒シティラン実行委員会が設置され、警察署や消防署等20機関・団体の協力のもと、10kmの部、2.5kmミニマラソンの部及び1kmの部の3種目で実施することとされた。公募による参加者は3,408人、参加者の安全確保、道路を横断する人の安全確保等のためのボランティア等運営スタッフ2,552人、コース警戒に携わる目黒消防団など、総勢6千名を超える多くの方々の参加・協力及び区民等の声援等により、本区初めての大規模なイベントが盛大に開催され、所期の目的は成功裏に達成されたものと高く評価できるものである。

また、本大会の開催に向けて、文化・スポーツ部オリンピック・パラリンピック推進課を中心に、関係機関・団体等との調整や課題の綿密な検討、めぐろスポーツニュース

の発刊等の広報活動及び会場準備など、多くの職員が尽力することにより、大きな成果が得られたことも高く評価するものである。

すでに29年度においても大会の実施が決定されているところであるが、目黒シティラン実行委員会による第1回目黒シティラン～健康マラソン大会～実施報告書では、参加者の評価（評価者数153名）は100点満点中84.1点と高い評価であり、このほかボランティアアンケートや区民等からの意見、警視庁及び大会組織委員会全体会における意見など、評価や意見が多く寄せられているところであり、今年度の第2回目黒シティラン～健康マラソン大会～の実施に当たっては、関係機関・関係団体等と連携し、これらの意見等を踏まえ、課題を整理し、必要な改善を図りながら取り組まれるよう要望する。

（オリンピック・パラリンピック推進課）

#### 4 まとめ

29年度の各部定期監査においては、各部の事務事業の中から、実施計画事業及び重点化対象事業等の政策枠経費を中心に、原則として1課当たり事務事業細目で1～2事業程度を選定し、124事業を指定して監査を実施した。

各部局においては、28年度行財政運営基本方針で掲げられた三つの行財政運営の基本姿勢のもと、三つの重要課題に向けた取組を中心に、区民生活の向上に向けて積極的かつ真摯な取組がなされており、全体として適正・適切な事務事業の執行が行われているものと評価するものである。

一方、今年度の監査結果では、是正又は改善を求める事項として、21件の指摘事項があり、また、改善に向けた検討や更なる向上に向けた取組を求める事項として、25件の意見・要望事項を述べるとともに、特に推奨できる事項として1件を挙げたところである。

今回の監査において指摘事項等として述べた事項は、多くは内部統制機能（行政サービスの提供等に係る事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する取組）に係わる事項であり、29年6月の地方自治法改正等の趣旨も踏まえながら、事務処理ミスの防止・解消に向け、更に積極的に取り組まれたい。

また、指摘事項等の該当部局は当然として、今回該当しなかった部局においても、自らの問題・課題として受け止め、管理監督者の適切なリーダーシップのもと、指摘事項の是正・改善を図るとともに、意見・要望事項の改善等の検討に早期に取り組むよう強く要望する。

今後、区有施設見直し計画の取組やコミュニティ施策の今後の進め方の具体化、各種計画の改定や具体化、行政評価制度及び公会計制度の構築・連携、情報セキュリティ対策など、全庁的な政策課題等が山積している中、各所管部局においては、組織横断的に関係部局との連携を密にしながら、これらの課題をはじめ、事務事業の目的達成に向けて一層努力し、成果を挙げられるよう望むものである。

以上